

(証券コード 6654)
平成28年 4 月 8 日

株 主 各 位

京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地

不二電機工業株式会社

代表取締役社長 小 西 正

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年4月25日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使して下さいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時 平成28年4月26日（火曜日）午前10時
- 2. 場 所 滋賀県草津市野村三丁目4-1
当社草津製作所 本館三階講堂

- 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第58期（自 平成27年2月1日 至 平成28年1月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送下さい。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、前頁に記載の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁の「電磁的方法（インターネット）による議決権の行使について」をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。
- ・株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujidk.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ・当日は、最寄駅であるＪＲ草津駅と当社草津製作所間を往復する送迎バスを、草津駅西口にご用意しておりますので、ご利用下さい。
- ・些少ながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、お土産はご出席の株主様お１人に対し、１個とさせていただきます。

## 電磁的方法（インターネット）による議決権の行使について

### インターネットによる議決権行使について

#### （１）お手続の方法

- ①当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスして下さい。
- ②議決権行使書用紙右下に記載の「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」ボタンを押して下さい。
- ③議決権行使書用紙右下に記載の「パスワード」を入力し、株主様ご自身で改めて「パスワード」を設定して下さい。
- ④画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力のうえ、ご送信下さい。

#### （２）ご注意事項

- ①議決権の行使期限は、平成28年4月25日（月曜日）午後5時15分（当社営業時間終了の時）までとなっておりますので、ご注意ください。
- ②携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承下さい。
- ③議決権行使書用紙による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複して行われた場合は、後ろに到着にしたものを有効とさせていただきます。
- ④インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- ⑤議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分は大切に保管していただくとともに、ご入力いただいたパスワードは、お忘れにならないようご注意下さい。議決権行使コード及びパスワードのご照会には回答できませんので、ご了承下さい。
- ⑥議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用は、株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。

#### （３）お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成27年2月1日)  
(至 平成28年1月31日)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

##### (1) 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、日本銀行による継続的な金融緩和政策や個人消費に底堅い動きが見られるなど、緩やかな回復基調が続きました。

今後も、景気は緩やかに回復すると予測しておりますが、日本銀行のマイナス金利導入による金融市場への影響や原油価格の低迷、中国経済の減速など、景気後退のリスクが懸念され、その先行きに不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、国内では電力や一般産業、電鉄・車両業界、海外では東南アジアや中近東各国を重点に営業活動を行った結果、前年に好調であった太陽光発電向け遮断端子台は減少しましたが、米国向け鉄道車両用表示灯の新規採用のほか、電力向け配電自動化子局用スイッチや重電向けアナンシエタリレーなどが増加したことから、当事業年度の売上高は4,001百万円（前年同期比6.6%増）となりました。

利益面におきましては、売上高が前年同期を上回り、人件費等の経費の増加を吸収したことから、営業利益は605百万円（前年同期比19.4%増）、経常利益は630百万円（前年同期比23.7%増）、当期純利益は399百万円（前年同期比25.5%増）となりました。

## (2) 製品分類別概況

### ・制御用開閉器

前年に好調であった太陽光発電向け遮断端子台は減少しましたが、重電向け遮断器用補助スイッチや電力向け配電自動化子局用スイッチが好調であったことから、売上高は1,073百万円（前年同期比1.2%増）となりました。

### ・接続機器

前年に好調であった太陽光発電向けコントロールセンタ用ジャックは減少しましたが、重電向け端子台やコネクタ端子台が好調であったことから、売上高は1,613百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

### ・表示灯・表示器

米国向け鉄道車両用表示灯の新規採用のほか、輸出向け商社に落下式故障表示器が好調であったことから、売上高は697百万円（前年同期比19.5%増）となりました。

### ・電子応用機器

重電向けアナンシェータリレーが増加したほか、テレフォンリレーやハイブリッドモジュールも好調であったことから、売上高は617百万円（前年同期比11.3%増）となりました。

## 2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

当事業年度においては、特記すべき資金調達はありません。

### (2) 設備投資

- ① 当事業年度中における設備投資総額は、198百万円であります。
- ② 当事業年度中における主要な設備投資は、次のとおりであります。

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 新製品の金型製作をはじめとする金型投資 | 49百万円 |
| BMZユニット部分自動組立装置     | 62百万円 |

なお、重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

### (3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

### (4) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

### (5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

### 3. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分        | 第 55 期     | 第 56 期     | 第 57 期     | 第 58 期            |
|------------|------------|------------|------------|-------------------|
|            | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度<br>(当事業年度) |
| 売 上 高      | 3,320,076  | 3,559,451  | 3,754,163  | 4,001,989         |
| 経 常 利 益    | 405,462    | 458,430    | 509,844    | 630,537           |
| 当 期 純 利 益  | 238,950    | 268,313    | 317,963    | 399,124           |
| 1株当たり当期純利益 | 37円84銭     | 42円60銭     | 50円49銭     | 63円37銭            |
| 総 資 産      | 10,645,694 | 10,908,158 | 11,118,362 | 11,393,873        |
| 純 資 産      | 10,074,121 | 10,226,256 | 10,412,414 | 10,652,038        |
| 1株当たり純資産額  | 1,599円25銭  | 1,623円00銭  | 1,652円03銭  | 1,689円46銭         |

(注) 1株当たり当期純利益については期中平均の発行済株式総数から、1株当たり純資産額については期末発行済株式総数から、それぞれ自己株式数を控除して算出しております。

### 4. 対処すべき課題

当社の主力市場である電力・重電機器業界は、依然として、電力各社の積極的な設備投資が厳しい状況にあり、重電機メーカーは国内市場での落ち込みをカバーするため、海外のインフラ整備事業の受注獲得に向けた動きを活発にしております。

当社では、従来の重電機器市場をさらに深耕しながら、重電機器市場以外の一般産業市場において、受注・販売強化に取り組むとともに、商社機能を有した商事部が新たな販売市場を開拓・拡大し、収益基盤の多様化を図る必要があると考えております。

東南アジアや中近東などの新興国をはじめとする海外市場では、インフラ整備による旺盛な需要が見込まれることから、国内外の重電機メーカーに対する継続的な販売網の拡大が急務となっております。

今後も、ユーザーニーズを的確に捉えた新製品開発を強化し、生産設備の自動化や合理化の推進、物流業務の効率化に努め、さらなるコストダウンと利益率の向上を目指してまいります。

## 5. 事業内容

制御用開閉器、接続機器、表示灯・表示器、電子応用機器の製造販売  
当社の品目別主要製品群は次のとおりであります。

### (1) 制御用開閉器

カムスイッチ、補助スイッチ、鉄道車両用スイッチ、押しボタン・車  
掌スイッチ、ドラムスイッチ、遮断端子台

### (2) 接続機器

端子台、高耐圧端子台、断路端子台、コンデンサ内蔵端子台、コネク  
タ、コネクタ端子台、試験用端子、コントロールセンタ用ジャック

### (3) 表示灯・表示器

L E D式表示灯・集合表示灯、電磁式表示器、落下式故障表示器、鉄  
道車両用表示灯

### (4) 電子応用機器

アナンシェータリレー、ボルテージリレー、インターフェイスユニッ  
ト、テレフォンリレー、ストリングモニター

## 6. 営業所及び工場ならびに従業員の状況

### (1) 営業所及び工場

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 本 社       | 京都市中京区御池通富小路西入る東八幡町585番地 |
| 東 京 営 業 所 | 東京都港区                    |
| 草 津 製 作 所 | 滋賀県草津市                   |
| みなみ草津工場   | 滋賀県草津市                   |
| 新 旭 工 場   | 滋賀県高島市                   |

### (2) 従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 132名    | 1名減         | 36歳0ヵ月  | 12年2ヵ月      |

(注) 上記従業員数にはパートタイマー183名を含んでおりません。

## 7. 親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## 8. 借入先及び借入額

| 借 入 先               | 借 入 額  |
|---------------------|--------|
|                     | 千円     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 50,000 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行     | 70,000 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 30,000 |

## II. 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 26,676,000株
2. 発行済株式の総数 6,669,000株（うち自己株式 370,855株）
3. 当事業年度末の株主数 4,603名
4. 上位10名の株主

| 株 主 名                                | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------|-------|---------|
|                                      | 千株    | %       |
| 藤 本 順 子                              | 789   | 12.53   |
| 藤 本 豊 士                              | 770   | 12.24   |
| 公 益 財 団 法 人 藤 本 奨 学 会                | 650   | 10.32   |
| ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー<br>レギュラー アカウント | 594   | 9.43    |
| 有 限 会 社 藤 本 興 産                      | 460   | 7.30    |
| ゴールドマンサックスインターナショナル                  | 418   | 6.63    |
| エスアイエックス エスアイエス エルティディー              | 253   | 4.02    |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行                      | 132   | 2.09    |
| 京 都 中 央 信 用 金 庫                      | 130   | 2.06    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                 | 111   | 1.77    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は当事業年度末において自己株式370千株を保有しておりますが、上記「上位10名の株主」からは除外しております。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成28年1月31日現在)

|                        | 2012年度新株予約権                                  | 2013年度新株予約権                                  |
|------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成24年4月26日                                   | 平成25年4月25日                                   |
| 新株予約権の数                | 29個                                          | 27個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式2,900株<br>(新株予約権1個につき100株)               | 普通株式2,700株<br>(新株予約権1個につき100株)               |
| 新株予約権の払込金額             | 1株当たり790円<br>なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない | 1株当たり829円<br>なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1円                                      | 1株当たり1円                                      |
| 権利行使期間                 | 平成24年5月12日から<br>平成54年5月11日まで                 | 平成25年5月11日から<br>平成55年5月10日まで                 |
| 行使の条件                  | (注)                                          | (注)                                          |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)    | 新株予約権の数 29個<br>目的となる株式数 2,900株<br>保有者数 3名    | 新株予約権の数 27個<br>目的となる株式数 2,700株<br>保有者数 3名    |

|                        | 2014年度新株予約権                                    | 2015年度新株予約権                                    |
|------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成26年4月24日                                     | 平成27年4月23日                                     |
| 新株予約権の数                | 32個                                            | 28個                                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式3,200株<br>(新株予約権1個につき100株)                 | 普通株式2,800株<br>(新株予約権1個につき100株)                 |
| 新株予約権の払込金額             | 1株当たり1,022円<br>なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない | 1株当たり1,235円<br>なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり1円                                        | 1株当たり1円                                        |
| 権利行使期間                 | 平成26年5月10日から<br>平成56年5月9日まで                    | 平成27年5月9日から<br>平成57年5月8日まで                     |
| 行使の条件                  | (注)                                            | (注)                                            |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)    | 新株予約権の数 32個<br>目的となる株式数 3,200株<br>保有者数 3名      | 新株予約権の数 28個<br>目的となる株式数 2,800株<br>保有者数 4名      |

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                                                 |                    |
|------------------------|-------------------------------------------------|--------------------|
|                        | 2015年度新株予約権                                     |                    |
| 発行決議日                  | 平成27年 4 月23日                                    |                    |
| 新株予約権の数                | 4 個                                             |                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式400株<br>(新株予約権 1 個につき100株)                  |                    |
| 新株予約権の払込金額             | 1 株当たり1,235円<br>なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込は要しない |                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1 株当たり 1 円                                      |                    |
| 権利行使期間                 | 平成27年 5 月 9 日から<br>平成57年 5 月 8 日まで              |                    |
| 行使の条件                  | (注)                                             |                    |
| 当社使用人                  | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>交付者数                     | 4 個<br>400株<br>4 名 |

(注) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は権利行使期間の期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヵ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### Ⅳ. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名     | 地 位           | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|---------------|-------------------------|
| 小 西 正   | 代 表 取 締 役 社 長 |                         |
| 福 永 孝 一 | 常 務 取 締 役     | 経営管理部門統括                |
| 志 萱 章 宏 | 取 締 役         | 管理部長                    |
| 藤 居 和 義 | 取 締 役         | 生産部門統括兼みなみ草津製造部長        |
| 川 瀬 辰 男 | 取 締 役         |                         |
| 北 野 洋   | 常 勤 監 査 役     |                         |
| 川 村 俊 明 | 監 査 役         | 川村法律事務所 代表弁護士           |
| 富 山 竜 二 | 監 査 役         | 富山竜二公認会計士事務所 代表         |

(注) 1. 取締役川瀬辰男氏は社外取締役であります。

2. 監査役川村俊明氏及び富山竜二氏は社外監査役であります。

3. 監査役川村俊明氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役富山竜二氏は公認会計士の資格を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

なお、取締役川瀬辰男氏、監査役川村俊明氏及び富山竜二氏については、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役木村安寿氏は平成27年4月23日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、退任しております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員       | 報酬等の総額                 |
|--------------------|---------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5 名<br>( 1 名) | 76,731千円<br>( 3,640千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4 名<br>( 3 名) | 14,160千円<br>( 3,360千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（含賞与）は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成19年4月25日開催の第49回定時株主総会において、それぞれ取締役が年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役が年額24百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、平成27年4月23日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
- なお、当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち、社外取締役1名）及び監査役3名（うち、社外監査役2名）であります。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役に対する役員賞与引当金繰入額10,560千円を含んでおります。
5. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬額3,411千円を含んでおります。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

基本報酬は役職、職責、世間水準及び従業員とのバランス、賞与は業績を勘案し、株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、その額及び配分を取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議により決定しております。株式報酬型ストックオプションは株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な業績の向上及び企業価値向上と報酬の連動性を高めるため、役職及び職責に応じて株主総会で承認された報酬枠の範囲内において、取締役会により決定しております。

なお、基本報酬については、定額制を採用しております。

#### 4. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 重要な兼職先             | 当 社 と の 関 係                       |
|-------|---------|--------------------|-----------------------------------|
| 取 締 役 | 川 瀬 辰 男 | —                  | —                                 |
| 監 査 役 | 川 村 俊 明 | 川村法律事務所<br>代表弁護士   | 当社と川村法律事務所との間には、特別の関係はありません。      |
| 監 査 役 | 富 山 竜 二 | 富山竜二公認会計士<br>事務所代表 | 当社と富山竜二公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。 |

#### 5. 社外役員の主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 川 瀬 辰 男 | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、豊富な経験と幅広い見識を活かし、必要に応じ、意見を述べております。                                  |
| 監 査 役 | 川 村 俊 明 | 当事業年度開催の取締役会13回のすべてに、同じく監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。                  |
| 監 査 役 | 富 山 竜 二 | 平成27年4月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のすべてに、同じく監査役会10回のすべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす電磁的決議が1回ありました。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る報酬等の額

|                          | 支 払 額    |
|--------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額            | 22,000千円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認、検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合及び監督官庁から業務停止処分を受けた場合等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事案が発生した場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会で選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、当該解任の理由を報告いたします。

その他、会計監査人としてふさわしくないと判断される事象が認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号及び第5項の規定に基づき、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議しております。

### ・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインを制定し、役員及び従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底に努める。
- (2) 違反行為等の抑止、早期発見を目的に、内部通報手段の一つとして各事業所へ投書箱を設置する。また、社外の弁護士へ通報できる社外窓口を設置する。なお、通報者には、通報したことにより不利益を被ることがないことを確保する。
- (3) コンプライアンスにおける活動状況の監視や是正等を目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催する。
- (4) 社長直轄の内部監査室を設置し、経営諸活動全般にわたる制度及び業務の遂行状況を法令等遵守、財務報告の信頼性確保と合理性及び効率性の観点から調査を行い、内部管理体制の強化、経営合理化、経営効率化の増進等に資することにより、会社経営の健全性を確保する。
- (5) 社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的勢力及び団体等に対しては、組織的に毅然とした姿勢でのぞみ、一切の取引を行わない。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に関する以下の電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を取締役会規程ならびに文書管理規程等、社内規程に従い適切に保存及び管理する。

- (1) 株主総会議事録
- (2) 取締役会議事録
- (3) 取締役によるその他重要会議の議事録
- (4) 代表取締役社長を決裁者とする稟議書及び付属資料
- (5) 取締役を決定者とする決定文書及び付属資料
- (6) 会計帳簿、計算書類等財務関連文書
- (7) その他取締役の職務執行に関する重要文書

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、企業価値に多大な影響を及ぼすおそれのある事故・災害に関し危機管理規程を定め、対応手順をマニュアル化し、情報の混乱や連絡ミスを防止することによって迅速かつ適切に対応する。
- (2) 万一、事故や災害が発生した場合には、危機管理規程に基づき、直ちに危機管理委員会を開催し、被害ならびに社会的混乱などの影響を最小化するために、予防対策ならびに事後対策を講じる。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程及び取締役基本規程に基づき、代表取締役社長及びその他取締役に業務を執行させる。
- (2) 取締役会は、執行役員を選任し、取締役会が決定した経営の基本的な方針、計画及び戦略に沿って取締役の業務の一部を執行させることができる。  
なお、執行役員は、執行役員会規程及び執行役員規程に基づき、業務を執行する。
- (3) 取締役会から代表取締役社長、その他取締役及び執行役員に委任された事項は、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程等全社規程に定められた手順に基づき、必要な決定を行う。  
なお、これら全社規程は、必要に応じ随時見直すべきものとする。

### 5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社ならびに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の監査の実効性の向上ならびに監査の職務の円滑化を目的に、監査役の職務を補助すべき使用人として、総務部の人員を通常業務と兼務し必要に応じて配置する。
- (2) 前号使用人は、通常業務を行うとともに、必要に応じ監査役の指示に従いその職務を行う。

**7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 6. で定める使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事評価、懲戒等人事に関する事項の決定については、常勤監査役の同意を得るものとする。
- (2) 6. で定める使用人は監査役に係る業務に優先して従事し、当該業務においては監査役の指示のみに従うものとする。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 監査役は、定例の取締役会、執行役員会に出席し、代表取締役社長、その他取締役及び執行役員の業務執行状況の報告を受ける。  
また、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、社内の製品企画会議等重要会議への出席も行う。
- (2) 監査役は、奇数月開催のコンプライアンス委員会へ出席し、事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守状況、ならびに、内部告発の有無、その対処についての報告を受ける。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役より、稟議書等社内の重要書類の閲覧要請があれば、直ちに関係書類及び資料等を提出する。
- (4) コンプライアンス規程により、内部通報制度を通じて監査役に報告した使用人等を当該通報したことを理由として不利益に取り扱うことを禁止する。

**9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行に関し、会社法第388条の規定に基づく費用の前払い又は償還の手続をした場合又は会計監査人・弁護士等の社外の専門家に対して相談する場合、職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を会社が負担するものとする。

**10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役は、監査役職務の職責、心構え、監査体制、監査基準、行動指針等を明確にした監査役監査基準を熟知するとともに、監査役監査の重要性、有用性を充分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
- (2) 監査役が必要と認めたときは、監査の実効性を高めるため、内部監査室と連携する。

- (3) 監査役は、効果的かつ効率的に監査を実施するため、会計監査人と情報や意見の交換等緊密に連携する。

## 11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

### ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### 1. コンプライアンス体制

役員及び従業員に対し、コンプライアンス規程に基づく行動基準及び行動基準ガイドラインに関する研修を実施し、周知と遵守状況の確認を行っております。

コンプライアンス委員会を奇数月に開催し、内部通報の有無及び法改正情報の確認、行動基準の遵守状況の報告、その他コンプライアンスに関する課題の把握と対応策について審議しております。

#### 2. 内部監査体制

社長直轄の内部監査室により、各部署の業務遂行に関する監査、財務報告に係る内部統制に関する監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に対して報告しております。

#### 3. 効率的な取締役の職務執行を確保するための体制

当社は執行役員を選任し、業務執行の責任の一部を担っております。執行役員は担当する業務執行の状況を定時の取締役会で報告しております。また、取締役会の開催に先立ち執行役員会を開催し、各部署の責任者による業務執行に関する報告に基づき、審議すべき項目について議論を行い、情報を精査した上で取締役会に上程しております。

#### 4. 監査役監査体制

監査役は業務執行に関する情報収集及び監視のため、執行役員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や稟議書、契約書等重要書類の閲覧を行っております。また、監査の実効性を高めるため、内部監査室及び会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行っております。

## 5. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制基本規程に基づき、当社の事業に関するリスクの評価を行った上で統制環境の整備を行い、内部統制が有効に整備及び運用されていることを各部署の自己点検、内部監査室による監査により評価しております。評価結果は、監査役及び取締役会に報告しております。

## VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点において買収防衛策の導入に関する基本方針を定めておりません。

このような中で、大規模買付者が現れた場合、買付者と当社との円滑なコミュニケーションを行うこと、ならびに受領または送付した内容について速やかに情報開示を行うことができるよう、内部体制の充実に努めております。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 1 月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,611,570</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>630,017</b>    |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,015,018         | 買 掛 金                    | 111,941           |
| 受 取 手 形                | 144,363           | 短 期 借 入 金                | 150,000           |
| 電 子 記 録 債 権            | 197,508           | 未 払 金                    | 67,290            |
| 売 掛 金                  | 1,274,553         | 未 払 費 用                  | 52,002            |
| 製 品                    | 138,466           | 未 払 法 人 税 等              | 124,754           |
| 仕 掛 品                  | 357,807           | 未 払 消 費 税 等              | 44,524            |
| 原 材 料                  | 402,576           | 賞 与 引 当 金                | 61,725            |
| 前 払 費 用                | 7,743             | 役 員 賞 与 引 当 金            | 10,560            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 54,763            | そ の 他                    | 7,219             |
| そ の 他                  | 18,770            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>111,817</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,782,302</b>  | 繰 延 税 金 負 債              | 56,017            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,597,096</b>  | 退 職 給 付 引 当 金            | 16,996            |
| 建 物                    | 902,084           | そ の 他                    | 38,804            |
| 構 築 物                  | 11,397            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>741,835</b>    |
| 機 械 及 び 装 置            | 227,985           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 車 両 運 搬 具              | 6,675             | <b>株 主 資 本</b>           | <b>10,459,897</b> |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 72,192            | 資 本 金                    | 1,087,250         |
| 土 地                    | 1,357,427         | 資 本 剰 余 金                | 1,704,240         |
| 建 設 仮 勘 定              | 19,333            | 資 本 準 備 金                | 1,704,240         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>23,490</b>     | 利 益 剰 余 金                | 7,926,391         |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 21,545            | 利 益 準 備 金                | 271,812           |
| そ の 他                  | 1,944             | そ の 他 利 益 剰 余 金          | 7,654,579         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,161,715</b>  | 配 当 平 均 積 立 金            | 400,000           |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,150,999         | 別 途 積 立 金                | 6,850,000         |
| 長 期 前 払 費 用            | 73                | 繰 越 利 益 剰 余 金            | 404,579           |
| そ の 他                  | 10,642            | 自 己 株 式                  | △257,984          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>11,393,873</b> | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>180,580</b>    |
|                        |                   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 180,580           |
|                        |                   | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>11,559</b>     |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>10,652,038</b> |
|                        |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>11,393,873</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 2 月 1 日)  
(至 平成28年 1 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 4,001,989 |
| 売 上 原 価               |         | 2,442,574 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,559,415 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 954,139   |
| 営 業 利 益               |         | 605,276   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 6,153   |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 1,170   |           |
| 受 取 配 当 金             | 8,103   |           |
| 助 成 金 収 入             | 6,918   |           |
| そ の 他 営 業 外 収 益       | 5,128   | 27,473    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 2,212   | 2,212     |
| 経 常 利 益               |         | 630,537   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,056   |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 3,973   |           |
| 製 品 補 償 損 失           | 19,911  | 24,941    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 605,595   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 209,108 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △2,637  | 206,471   |
| 当 期 純 利 益             |         | 399,124   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年2月1日)  
(至 平成28年1月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |                 |           |               |              | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|---------------|--------------|----------|-------------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |                 |           |               | 利益剰余金<br>合 計 |          |             |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |               |              |          |             |
|                         |           |           |           | 配当平均<br>積 立 金   | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |          |             |
| 平成27年2月1日残高             | 1,087,250 | 1,704,240 | 271,812   | 400,000         | 6,750,000 | 303,846       | 7,725,659    | △257,984 | 10,259,165  |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |                 |           |               |              |          |             |
| 剰余金の配当                  |           |           |           |                 |           | △198,391      | △198,391     |          | △198,391    |
| 当 期 純 利 益               |           |           |           |                 |           | 399,124       | 399,124      |          | 399,124     |
| 別途積立金の積立                |           |           |           |                 | 100,000   | △100,000      | －            |          | －           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） |           |           |           |                 |           |               |              |          |             |
| 事業年度中の変動額合計             | －         | －         | －         | －               | 100,000   | 100,732       | 200,732      | －        | 200,732     |
| 平成28年1月31日残高            | 1,087,250 | 1,704,240 | 271,812   | 400,000         | 6,850,000 | 404,579       | 7,926,391    | △257,984 | 10,459,897  |

|                         | 評価・換算差額等             | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|----------------------|-----------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |           |            |
| 平成27年2月1日残高             | 145,547              | 7,701     | 10,412,414 |
| 事業年度中の変動額               |                      |           |            |
| 剰余金の配当                  |                      |           | △198,391   |
| 当 期 純 利 益               |                      |           | 399,124    |
| 別途積立金の積立                |                      |           | －          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 35,033               | 3,858     | 38,891     |
| 事業年度中の変動額合計             | 35,033               | 3,858     | 239,623    |
| 平成28年1月31日残高            | 180,580              | 11,559    | 10,652,038 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成11年2月1日以降に新規取得の建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

|      |         |
|------|---------|
| 受取手形 | 8,664千円 |
|------|---------|

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

##### 有形固定資産

|    |         |
|----|---------|
| 土地 | 7,828千円 |
|----|---------|

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 117,500千円 |
|----|-----------|

---

|   |           |
|---|-----------|
| 計 | 125,328千円 |
|---|-----------|

#### (2) 担保に係る債務

|       |           |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 120,000千円 |
|-------|-----------|

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,952,391千円 |
|-------------------|-------------|

### 4. 偶発債務

当社が加入する「京都機械金属厚生年金基金」（総合型）は平成26年2月20日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。

同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響につきましては、現時点においては不確定要素が多く、合理的な見積金額を算定することができません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期首の株式数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普通株式      | 6,669千株             | 一千株                    | 一千株                    | 6,669千株                |

### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当 事 業 年 度<br>期首の株式数 | 当 事 業 年 度<br>増 加 株 式 数 | 当 事 業 年 度<br>減 少 株 式 数 | 当 事 業 年 度 末<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 普通株式      | 370千株               | 一千株                    | 一千株                    | 370千株                  |

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|----------------|------------|------------|
| 平成27年4月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 103,919千円 | 16.50円         | 平成27年1月31日 | 平成27年4月24日 |
| 平成27年9月3日<br>取締役会    | 普通株式  | 94,472千円  | 15.00円         | 平成27年7月31日 | 平成27年10月2日 |

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議(予定)               | 株式の種類 | 配当金の総額    | 配当の原資 | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|-------|----------------|------------|------------|
| 平成28年4月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 107,068千円 | 利益剰余金 | 17.00円         | 平成28年1月31日 | 平成28年4月27日 |

### 4. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

普通株式 12,900株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (1) 流動の部

##### 繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| たな卸資産評価損 | 14,903千円 |
| 賞与引当金    | 20,264千円 |
| 未払事業税    | 10,364千円 |
| その他      | 9,231千円  |
| 繰延税金資産合計 | 54,763千円 |

#### (2) 固定の部

##### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払役員退職慰労金 | 12,440千円 |
| 退職給付引当金   | 5,449千円  |
| 投資有価証券評価損 | 819千円    |
| その他       | 8,855千円  |
| 繰延税金資産合計  | 27,565千円 |

##### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △83,582千円 |
| 繰延税金負債合計     | △83,582千円 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産（△：負債）の純額 | △56,017千円 |
|-----------------|-----------|

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に、重要な差異はありません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、法人税率等の引下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.38%から、平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.06%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が1,586千円減少し、法人税等調整額が7,238千円、その他有価証券評価差額金が8,824千円それぞれ増加しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びリスクならびに金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引相手先の契約不履行リスク）

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当社は、営業債権について不測の損害が生じないように、与信管理要領に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により、不良債権の発生防止を図っております。

##### ② 市場リスク（市場価格変動リスク）

投資有価証券については、国債等安全性と流動性の高い金融商品又は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社は、当該リスクを回避するため、定期的な時価等の把握などの方法により保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 流動性リスク（資金調達リスク）

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金については、主に営業取引に係る資金調達であり、金利変動のリスクに晒されております。

当社は、営業債務等について、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 5,015,018 | 5,015,018 | —   |
| (2) 受取手形   | 144,363   | 144,363   | —   |
| (3) 電子記録債権 | 197,508   | 197,508   | —   |
| (4) 売掛金    | 1,274,553 | 1,274,553 | —   |
| (5) 投資有価証券 | 1,148,999 | 1,148,999 | —   |
| 資産計        | 7,780,442 | 7,780,442 | —   |
| (6) 買掛金    | 111,941   | 111,941   | —   |
| (7) 短期借入金  | 150,000   | 150,000   | —   |
| (8) 未払法人税等 | 124,754   | 124,754   | —   |
| 負債計        | 386,695   | 386,695   | —   |
| デリバティブ取引   | —         | —         | —   |

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権ならびに(4) 売掛金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券  
株式は取引所の価格に基づいて、債券は取引金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

負債

- (6) 買掛金、(7) 短期借入金ならびに(8) 未払法人税等  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額2,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、「(5) 投資有価証券」には含めておらず、時価開示の対象としておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社は、賃貸等不動産を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 1,689円46銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 63円37銭    |

## 退職給付会計に関する注記

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、京都機械金属厚生年金基金に加入しております。

退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 2. 複数事業主制度

複数事業主制度の厚生年金基金制度（京都機械金属厚生年金基金）への要拠出額は40,588千円であります。

#### (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

|                                   |                             |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 年金資産の額                            | 58,075,551千円                |
| 年金財政計算上の数理債務の額と<br>最低責任準備金の額との合計額 | 76,550,262千円                |
| 差引額                               | <u><u>△18,474,710千円</u></u> |

#### (2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合（平成27年3月分）1.228%

#### (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高19,024,641千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年元利均等償却であり、当社は、計算書類上、当事業年度に特別掛金22,405千円を費用処理しております。  
 なお、(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致いたしません。

### 3. 簡便法を適用した確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 19,327千円  |
| 退職給付費用       | 20,763千円  |
| 退職給付の支払額     | △9,571千円  |
| 制度への拠出額      | △13,522千円 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 16,996千円  |

#### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 213,109千円  |
| 年金資産                | △196,112千円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 16,996千円   |
| 退職給付引当金             | 16,996千円   |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 16,996千円   |

#### (3) 退職給付費用

|                |          |
|----------------|----------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 20,763千円 |
|----------------|----------|

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年3月4日

不二電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高 橋 一 浩 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二電機工業株式会社の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月7日

|            |           |
|------------|-----------|
| 不二電機工業株式会社 | 監査役会      |
| 常勤監査役      | 北 野 洋 ㊟   |
| 監査役        | 川 村 俊 明 ㊟ |
| 監査役        | 富 山 竜 二 ㊟ |

(注) 監査役川村俊明及び監査役富山竜二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識し、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、企業価値向上に向けて、技術開発、人材育成、IT（情報技術）化、生産合理化など、成長投資のための内部留保を確保したうえで、配当性向を当期純利益の50%に目標を置き、長期安定配当することを利益配分の基本方針としております。

上記の方針に加え、当事業年度の期末配当につきましては、売上高が当初予算をやや下回りましたが、当期純利益は経費節減等により当初予算を上回ったことから、1株当たり17円とさせていただきますと存じます。

なお、先に1株当たり15円の間配当を実施しておりますので、年間配当金は前事業年度に比べ、2円増配の1株当たり32円となります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、107,068,465円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年4月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその金額

|       |              |
|-------|--------------|
| 別途積立金 | 100,000,000円 |
|-------|--------------|

##### (2) 減少する剰余金の項目とその金額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 100,000,000円 |
|---------|--------------|

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります（変更案第4条、第18条～第23条、第27条、第29条～第31条及び第34条並びに現行定款第27条～第34条の削除）。

(2) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります（変更案第2条）。

(3) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示・提供できるよう、新設するものであります（変更案第15条）。

(4) 迅速な業務執行の観点から、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部を取締役に委任することができるよう、新設するものであります（変更案第26条）。

(5) 上記のほか、表現の変更及び条文の整備等を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                       |
|------------------|---------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>（目 的） | 第1章 総 則<br>（目 的）                            |
| 第2条 （条文省略）       | 第2条 （現行通り）                                  |
| （1）（条文省略）        | （1）（現行通り）                                   |
| （2）（条文省略）        | （2）（現行通り）                                   |
| （3）（条文省略）        | （3）（現行通り）                                   |
| （新設）             | <u>（4）電気機械器具及び電子部品・デバイス・電子回路の製造加工ならびに販売</u> |
| （新設）             | <u>（5）産業用機械器具の製造加工ならびに販売</u>                |
| （新設）             | <u>（6）倉庫業及び倉庫管理業務</u>                       |
| （4）前各号に付帯する一切の事業 | （7）前各号に付帯する一切の事業                            |

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第3章 株主総会<br/>(新設)</p> <p>第15条～</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第18条 (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>2. (条文省略)</p> | <p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会<br/>(削除)</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第3章 株主総会<br/><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示<br/>による提供)</u></p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会を招集する場合には、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～</p> <p>第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 (現行通り)</p> <p><u>2. 前項の取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>3. (現行通り)</u></p> |

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>但し、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会の招集は、各取締役に<u>及び各監査役</u>に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当会社は、取締役会の決議により、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条 (現行通り)</p> |

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                              | <p>(決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わること</u>ができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(員 数)</p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> | <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>                                                                         |
| <p>(選 任)</p> <p>第28条 <u>当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                       |

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>当社は、監査役会の決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                   | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                           | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                      | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(報酬等)</p> <p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>                                                                          | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                  | <p>(削除)</p>                                                                                                                           |
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                          | <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款                              | 変 更 案                                                                                                               |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                 | (決議の方法)                                                                                                             |
|                                      | <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                                                       |
| (新設)                                 | (監査等委員会規程)                                                                                                          |
|                                      | <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                      |
| 第6章 会計監査人                            | 第6章 会計監査人                                                                                                           |
| 第35条～                                | 第32条～                                                                                                               |
| 第36条 (条文省略)                          | 第33条 (現行通り)                                                                                                         |
| (報酬等)                                | (報酬等)                                                                                                               |
| 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。                                                                              |
| 第38条～                                | 第35条～                                                                                                               |
| 第41条 (条文省略)                          | 第38条 (現行通り)                                                                                                         |
| (新設)                                 | 附則                                                                                                                  |
|                                      | <u>変更後の第4条並びに第4章、第5章(変更前定款第5章の削除を含む。)及び第6章の規定は、平成28年4月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生時をもって削除する。</u> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | こにしただし<br>小西 正<br>(昭和26年8月11日生)     | 昭和51年12月 当社入社<br>平成4年2月 当社総務部長<br>平成4年4月 当社取締役総務部長<br>平成5年4月 当社取締役管理部門統括<br>平成8年4月 当社常務取締役<br>平成13年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>候補者とした理由<br>平成13年4月から当社の代表取締役社長を務め、新規市場の開拓等による事業改革を進めてきました。<br>引き続き将来を見据えたビジョンと豊富な経験に基づく判断力が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。                                                                                        | 65,100株        |
| 2         | ふじいかずよし<br>藤 居 和 義<br>(昭和39年1月19日生) | 昭和61年4月 当社入社<br>平成18年2月 当社品質保証グループ部長<br>平成20年2月 当社品質保証担当執行役員品質保証グループ部長<br>平成23年2月 当社執行役員草津製造部長<br>平成25年2月 当社上席執行役員みなみ草津製造部長<br>平成27年2月 当社上席執行役員生産部門統括兼みなみ草津製造部長<br>平成27年4月 当社取締役生産部門統括兼みなみ草津製造部長<br>平成28年2月 当社取締役人事部長（現任）<br>候補者とした理由<br>品質管理及び工場管理に関する豊富な知識と経験を有しており、平成27年4月から当社取締役を務めています。引き続きこれらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。 | 7,400株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                            | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3         | ※<br>さ さ き あ き ひ と<br>佐々木 誠 仁<br>(昭和47年4月7日生) | 平成6年4月 当社入社<br>平成25年2月 当社執行役員技術営業部技術部長<br>平成28年2月 当社執行役員みなみ草津製造部長兼生産技術部長 (現任)<br><br>候補者とした理由<br>製品開発及び製品戦略に関する豊富な知識と経験を有しており、これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、新たに取締役候補者となりました。                                                                                                                                                                                                                 | 700株                   |
| 4         | かわ せ たつ お<br>川瀬 辰 男<br>(昭和26年6月8日生)           | 昭和50年4月 株式会社毎日新聞社入社<br>平成14年7月 同社大阪本社代表室次長兼人事総務部長<br>平成15年7月 同社大阪本社編集局次長<br>平成17年10月 同社大阪本社代表室次長<br>平成19年6月 同社大阪本社制作技術局長<br>平成20年6月 株式会社毎日新聞大阪センター代表取締役社長<br>平成23年4月 当社社外取締役 (現任)<br><br>候補者とした理由<br>株式会社毎日新聞社大阪本社及び株式会社毎日新聞大阪センターにおける豊富な経験及び企業経営者としての見識を有しており、引き続きこれらの経験及び見識をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役候補者となりました。<br>なお、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。 | 1,000株                 |

(注) 1. ※印は新任取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 川瀬辰男氏は社外取締役候補者であります。

4. 当社は川瀬辰男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 志 萱 章 宏<br>(昭和35年5月26日生) | <p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成16年2月 当社生産部門執行役員兼生産グループ部長</p> <p>平成20年2月 当社生産統括執行役員兼生産グループ部長</p> <p>平成20年4月 当社取締役上席執行役員生産統括兼生産グループ部長</p> <p>平成21年8月 当社取締役技術グループ部長</p> <p>平成23年2月 当社取締役技術営業部門統括兼技術営業部長</p> <p>平成25年2月 当社取締役生産部門統括兼草津製造部長</p> <p>平成27年2月 当社取締役管理部長</p> <p>平成28年2月 当社取締役生産部門統括（現任）</p> <p>候補者とした理由</p> <p>平成20年4月から当社の取締役を務め、事業に関する豊富な知識と経験を有しています。これらの知識と経験が監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。</p> | 11,900株        |
| 2     | 川 村 俊 明<br>(昭和23年3月27日生) | <p>昭和56年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）</p> <p>昭和59年11月 川村・西法律事務所開設、パートナー</p> <p>平成5年10月 川村法律事務所開設、代表弁護士（現任）</p> <p>平成16年4月 大阪弁護士会副会長</p> <p>平成23年4月 当社社外監査役（現任）</p> <p>候補者とした理由</p> <p>過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、現在当社の社外監査役として独立した立場から経営を監査しており、引き続きこれらの知識と経験が、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>                                                                                             | 1,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | とみ やま りゆう じ<br>富 山 竜 二<br>(昭和39年5月29日生)    | <p>昭和63年10月 サンワ・等松青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>平成4年3月 公認会計士登録</p> <p>平成9年12月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 退所</p> <p>平成12年1月 富山竜二公認会計士事務所開設、代表(現任)</p> <p>平成27年4月 当社社外監査役(現任)</p> <p>候補者とした理由</p> <p>過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識や経験に基づき、現在当社の社外監査役として独立した立場から経営を監査しており、引き続きこれらの知識と経験が、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> | 一株             |
| 4         | ※<br>さ が よし ふみ<br>佐 賀 義 史<br>(昭和28年9月25日生) | <p>昭和56年4月 横浜地方裁判所判事補</p> <p>平成5年4月 大阪地方裁判所判事</p> <p>平成19年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)</p> <p>弁護士法人大江橋法律事務所所属(現任)</p> <p>平成19年4月 甲南大学法科大学院教授</p> <p>候補者とした理由</p> <p>過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、判事及び弁護士としての専門的な知識や経験を有しており、これらの知識と経験が監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>                                                                             | 一株             |

- (注) 1. ※印は新任社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏は社外取締役候補者であります。
4. 独立役員について

当社は川村俊明氏及び富山竜二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、佐賀義史氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、川村俊明氏、富山竜二氏及び佐賀義史氏は当社が定める独立社外取締役の選任基準を満たしております。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年4月25日開催の第49回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額150百万円以内（うち、社外取締役は20百万円）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名（うち、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は監査役の報酬額として、平成19年4月25日開催の第49回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することを平成24年4月26日開催の第54回定時株主総会において、ご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び効力発生を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情を考慮して、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の年額150百万円以内の報酬枠とは別枠にて、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年額50百万円を上限に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

### 1. 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は200個を上限とする。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

### 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から6年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

8. その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社執行役員に対しても、上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を、取締役会決議により、割当て予定です。

以 上

メ モ

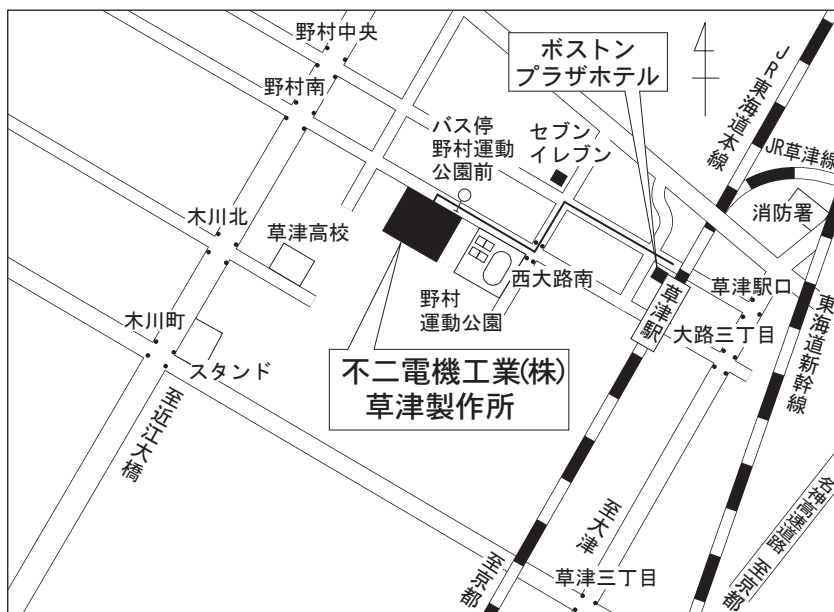
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内図

滋賀県草津市野村三丁目 4-1

当社草津製作所 本館三階講堂

電 話 (077) 562-1215



《交 通》 J R 東海道本線 草津駅西口より徒歩約12分

当日は草津駅と当社草津製作所を往復する送迎バスをご用意しておりますので、ご利用下さい。

送迎バスをご利用の方は、草津駅西口にある下りエスカレーターをお使いいただきますと、担当者がバス乗り場を案内いたします。

《送迎バス運行時間》

往路 午前9：00～9：50（10分間隔で運行）

復路 定時株主総会終了後、随時運行